船舶事故調査報告書

令和４年７月２０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決
委　　員　　佐　藤　雄　二（部会長）
委　　員　　田　村　兼　吉
委　　員　　岡　本　満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和３年１０月９日　０８時０５分ごろ
発生場所	北海道えりも町東洋漁港港口付近 東洋港南防波堤灯台から真方位２３０°３０m付近 （概位　北緯４１°５６.７′　東経１４３°１３.０′）
事故の概要	漁船第５５明星（みょうせい）丸は南東進中、また、漁船第十一豊陵（ほうりょう）丸は漂泊中、両船が衝突した。 第十一豊陵丸は、船長が負傷し、両舷ブルワークに亀裂等を生じ、また、第５５明星丸は、船底部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和３年１０月１３日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか１人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 Ｌ×Ｂ×Ｄ、船質 機関、出力、進水等	 Ａ　漁船　第５５明星丸、０.７トン ＨＫ３－１２６８６０（漁船登録番号）、個人所有 ６.７７m（Lr）×１.６２m×０.６４m、ＦＲＰ ガソリン機関（船外機）、３０kW（動力漁船登録票による）、 平成２３年２月２日 Ｂ　漁船　第十一豊陵丸、０.７トン ＨＫ３－１２６９１５（漁船登録番号）、個人所有 ６.７７m（Lr）×１.６２m×０.６４m、ＦＲＰ ガソリン機関（船外機）、３０kW（動力漁船登録票による）、 平成２５年６月２７日
乗組員等に関する情報	Ａ　船長Ａ　６５歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　昭和５０年１０月９日 免許証交付日　平成３０年５月３１日 （令和５年１２月８日まで有効） Ｂ　船長Ｂ　４７歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日　平成５年８月２０日 免許証交付日　平成３０年５月３１日 （令和５年８月１９日まで有効）

死傷者等	Ａ　なし Ｂ　軽傷　１人（船長Ｂ）
損傷	Ａ　船底部外板に擦過傷 Ｂ　両舷ブルワーク及び船底キール部分に亀裂並びに左舷船首部及び左舷中央部の防舷材に割損
気象・海象	気象：天気　晴れ、風　ほとんどなし、視界　良好 海象：海上　平穏
事故の経過	Ａ船は、船長Ａが１人で乗り組み、拾いこんぶ漁の目的で、令和３年１０月９日０７時００分ごろ、東洋漁港の港口（以下「本件港口」という。）から北西方５００ｍ付近の漁場に向けて、僚船二十数隻と共に同漁港を出港し、漁場に到着後、操業を開始した。 拾いこんぶ漁は、‘周囲より水深が深く、浮遊するこんぶが溜まりやすい漁場’（以下「沈み穴」という。）で、時化により根が離れて海中を浮遊しているこんぶを、船上から‘長さ約１．８ｍの鈎付きの鉄棒の末端に、約３０ｍのロープがつながれた漁具’（以下「シバリ」という。）を使用して採捕するものであり、漁業者は自身の経験などを元に、複数の沈み穴を回って操業を行う。（写真１参照） 写真１　シバリ 船長Ａは、 東洋漁港周辺では年に数回しかない程の平穏な海象の影響により、浮遊するこんぶが少ないことが見込まれたので、１時間程度操業する予定で、採捕したこんぶを船尾に積載しながら操業を続けた。 船長Ａは、０８時０４分ごろ、総計約１００kg の漁獲を得たので帰港することとし、船尾付近に立った姿勢で、船外機を左手で操作して、本件港口の北西方４６０ｍ付近の沈み穴を発進した。 船長Ａは、発進時にＡ船の船首方を確認したところ、他船を見掛けなかったので、船外機のスロットルを全開として、約３０km/h の対地速力で、船首が浮上し船首方に死角が生じた状態で南東進した。 船長Ａは、Ａ船が南防波堤と東洋港南防波堤灯台の北西方２３０ｍ

	付近にある岩（以下「本件岩」という。）との間を通過した際、正船首方やや右に、漂泊して操業中の僚船１隻を視認し、同船に注意を向けながら航行を続けた。 船長Ａは、０８時０５分ごろ、本件港口付近を南東進中、そろそろ減速しようと考えていたところ、船体に衝撃を感じた。 船長Ａは、すぐに周囲を見渡し、Ａ船がＢ船に乗り上げ、Ａ船の船外機がＢ船の右舷中央部付近の舷縁に内側から引っ掛かった状態となっているのを認め、Ａ船とＢ船とが衝突したことに気付いた。 本事故後、船長Ａは、事故を起こしたことでパニック状態となり、駆けつけた僚船の船長が負傷した船長Ｂを僚船に乗せ、東洋漁港に帰港した。 船長Ａは、乗り上げていたＢ船からＡ船を下ろし、両船共に航行に支障がないことが確認されたので、Ａ船は船長Ａが、また、Ｂ船は船長Ｂを港に運んだのとは別の僚船船長が移乗して操船し、それぞれ自力で東洋漁港に帰港した。 Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、拾いこんぶ漁の目的で、０７時００分ごろ、僚船二十数隻と共に東洋漁港を出港し、北海道襟裳岬付近の沈み穴で１時間ほど操業を行った後、同漁港へ帰港することとした。 船長Ｂは、東洋漁港への帰航中、本件港口の南西方で操業中の僚船を認め、自身も本件港口付近でこんぶを採捕してから帰港しようと思い、船首を北方に向けて、船外機を中立運転として漂泊し操業を開始した。 船長Ｂは、シバリの鈎（かぎ）にこんぶを絡めて海面付近まで引き上げ、左舷中央部付近で舷外に身を乗り出し、下方を向いてこんぶに混じったゴミ等を選別していたとき、航走音が聞こえたので顔を上げたところ、船首を浮上させてＢ船に向け航行するＡ船を至近に認めた。 Ｂ船は、船長Ｂがとっさに上体を海中に入れて身をかわした直後、左舷中央部がＡ船の船首部と衝突し、Ａ船の船底部がＢ船の左舷舷縁と船長Ｂの背中をこすりながら乗り越え、Ｂ船の右舷中央部付近の舷縁にＡ船の船外機が引っ掛かった状態で停止した。 船長Ｂは、僚船に乗せられて東洋漁港に到着後、漁業協同組合の職員が呼んだ救急車により病院に搬送され、仙骨骨折及び腰部打撲傷により１週間程度の安静を要する見込みと診断され、治療を受けた後、帰宅した。 （付図１　事故発生経過概略図、写真２　Ａ船、写真３　Ｂ船、写真４　Ｂ船損傷部分　参照）
その他の事項	Ａ船は、船外機のスロットルを全開として航行すると、船首が浮上し、正船首方に死角が生じるので、ふだん、船長Ａは船首を左右に振って死角を補う見張りをしていた。

	船長Ａは、本件岩付近で僚船１隻を視認した際、南防波堤が間近に見え、半ば入港を終えたような気持ちになって油断が生じており、前路には同船１隻しかいないと思い、船首方に生じた死角を補う見張りをしないまま航行を続けてしまったと本事故後に思った。 船長Ａは、東洋漁港周辺に数箇所の沈み穴があり、僚船が操業している可能性があることを知っていた。 船長Ｂは約１分間、下方を向いてこんぶに混じったゴミ等を選別する作業に集中しており、接近するＡ船に気付かなかったが、Ａ船に気付いていれば、中立運転中の船外機を操作して、直ちに避航することができたと本事故後に思った。 船長Ａ及び船長Ｂは、いずれも固型式の小型船舶用救命胴衣を着用していた。 Ａ船及びＢ船を含む、えりも町でこんぶ漁に従事する漁船は、船首部から約１２０㎝の高さに、約５０㎝四方の朱色の旗を掲げていた。 拾いこんぶ漁に従事する漁船は、ほとんどの船が、風浪等の影響により減速する以外、常に船外機のスロットルを全開として航行していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	 Ａ　あり、Ｂ　あり Ａ　なし、Ｂ　なし Ａ　なし、Ｂ　なし Ａ船は、本件港口付近を南東進中、船長Ａが、前路には本件岩付近で視認した僚船１隻しかいないと思い、同船に注意を向け、船首浮上により船首方に死角が生じた状態のまま航行を続けたことから、前路で漂泊中のＢ船に気付かず、衝突したものと考えられる。 船長Ａは、本件岩付近で僚船１隻を視認した際、南防波堤が間近に見え、半ば入港を終えたような気持ちになって油断が生じていたことから、同船１隻しか前路にいないと思ったものと考えられる。 Ｂ船は、本件港口付近において、漂泊して操業中、船長Ｂが、下方を向いてこんぶに混じったゴミ等を選別する作業に意識を集中し、接近するＡ船に衝突直前まで気付かずに漂泊を続けたことから、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、Ａ船が本件港口付近を南東進中、Ｂ船が漂泊して操業中、船長Ａが、前路には本件岩付近で視認した僚船１隻しかいないと思い、同船に注意を向け、船首浮上により船首方に死角が生じた状態のまま航行を続け、また、船長Ｂが、下方を向いて漁労作業に集中し、接近するＡ船に衝突直前まで気付かずに漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

	・船長は、船首方に死角が生じている場合には、船首を左右に振るなど、死角を補う見張りを行うこと。 ・船長は、漂泊中であっても、定期的に周囲を見渡すなど、見張りを適切に行うこと。 ・港口付近を航行する船舶は、十分に減速すること。

付図１　事故発生経過概略図

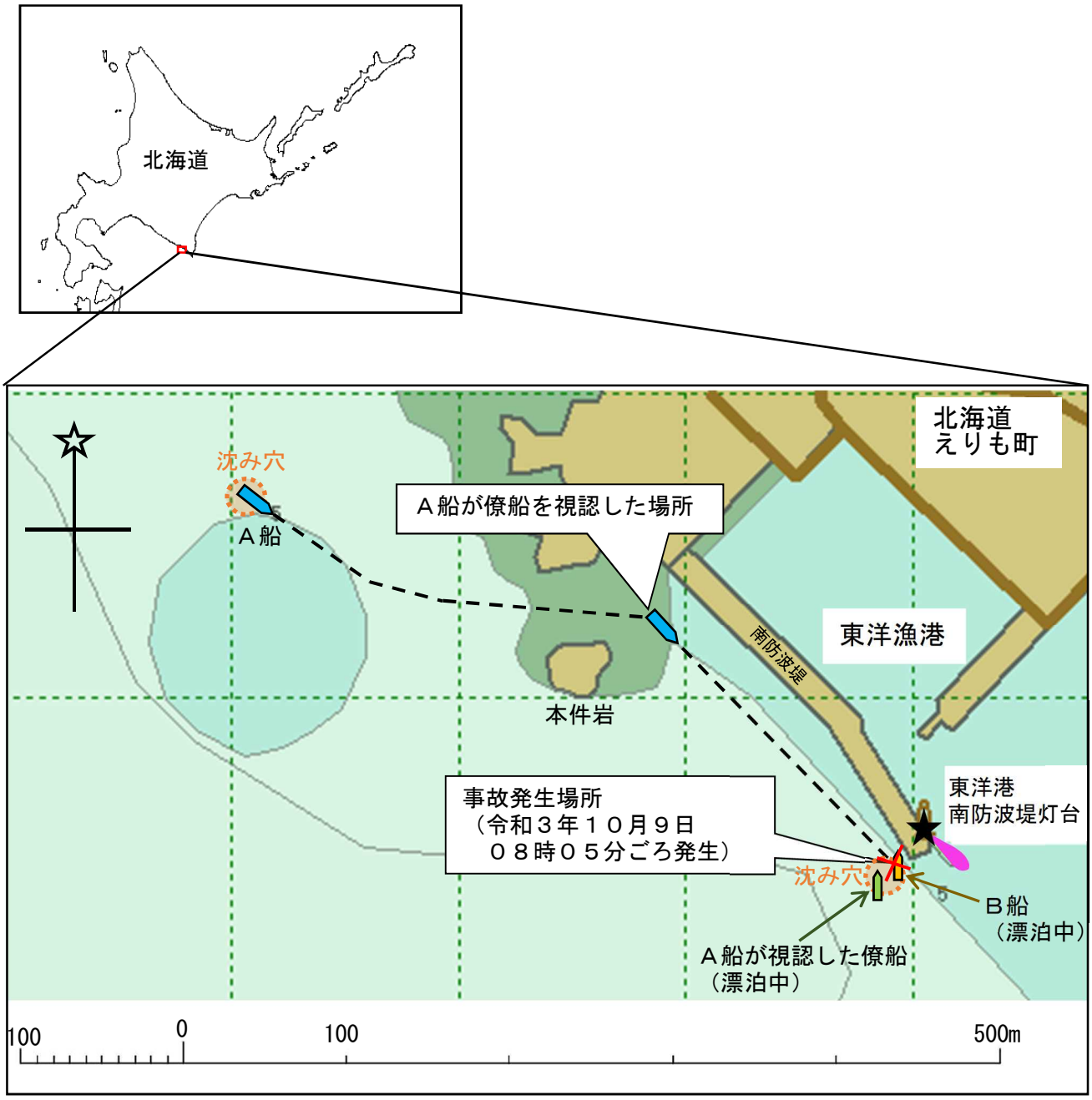

写真２　Ａ船

写真３　Ｂ船

写真４　Ｂ船損傷部分